

# 「六角川水系河川整備計画【国管理区間】(変更原案)」について、 学識経験を有する者、関係住民等からいただいた ご意見に対する河川管理者の考え方

本資料は、「六角川水系河川整備計画【国管理区間】(変更原案)」について学識経験を有する者、関係住民等からいただいたご意見に対する河川管理者の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要毎に河川管理者の考え方を示しています。このため、提出いただいたご意見の内容と、河川管理者の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 九州地方整備局

章節	論点番号	いただいた意見の概要	河川管理者の考え方
2.1.1 洪水対策	1	<p>・これまで実施してきた整備内容について</p> <p>・前回（平成24年）の整備計画策定から何を整備してきたのか。</p> <p>など</p>	<p>・前回（平成24年）の整備計画は、昭和28年6月洪水等を安全に流下させることを洪水対策の目標とした整備を行ってきました。その結果、これまでの整備により堤防は六角川で約99%、牛津川で約98%が完成しています。また、内水対策として、六角川・牛津川あわせて60箇所（約360m<sup>3</sup>/s）の排水機場が国（国交省、農水省）、県、市町により整備されています。</p>
3.2 河川整備計画の対象期間	2	<p>・整備計画の対象期間について</p> <p>・短期の計画を立てないと話はまとまらない。</p> <p>など</p>	<p>・河川整備計画は、河川整備基本方針に基づき20～30年で実施する具体的な整備の内容を定めています。なお、令和元年8月豪雨を受け「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、国、県、市町等が連携して取り組んでいくことで、概ね5年間で「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指します。</p>
	3	<p>・今回の対象期間について</p> <p>・牛津川の整備は、いつ完成するのか。</p> <p>・（整備完了の）用途はいつなのか。</p> <p>など</p>	<p>・変更原案「3.2河川整備計画の対象期間」において、本計画は概ね30年とすることを記載しています。</p>
4.1河川整備の基本理念	4	<p>・河川整備の基本理念について</p> <p>・土地利用の高度化や気候変動に起因する外力の強大化に関する記載をすべき。</p> <p>・上流を整備しても下流は不安である。</p> <p>・今後、雨がどこでどのくらい降るのかわからない。上流に調整池を作っても下流に効くとは思わない。</p> <p>など</p>	<p>・ご意見を踏まえ、変更原案「4.1河川整備の基本理念」を次のとおりとしました。</p> <p>「六角川の沿川では、これまでの河川整備により浸水被害の発生頻度が減少し、土地利用の高度化と資産の集積が進みました。しかし、近年の気候変動に起因する外力の強大化により水害リスクは却って増大し、今回のような大きな浸水被害となり、多くの地域住民が逃げ遅れる事態となりました。」</p> <p>・変更原案「4.2.1洪水対策」において、「上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の防止又は軽減を図ることを目標とする」旨を記載しています。</p> <p>・変更原案「1.2.1洪水の概要」「(12)令和元年8月洪水」において、「牟田辺遊水地（多久市）では洪水調節を行い、下流砥川大橋地点において推定約60cmの低減効果を図った」旨を記載しています。本計画において、河道流量を低減させる対策として、遊水地や洪水調整池の整備を位置付けています。</p>
4.2.1 洪水対策	5	<p>・洪水対策について</p> <p>・洪水対策によって内水氾濫の被害が軽減することを記載すべき。</p> <p>など</p>	<p>・ご意見を踏まえ、変更原案「4.2.1洪水対策」を次のとおりとしました。</p> <p>「六角川流域は低平地であり内水域が流域の約6割を占め、有明海の潮汐の影響を受けることで広範囲におよぶ浸水被害が頻発しています。このため、河川における洪水氾濫への対策を進め、十分な内水排除効果を発揮させることが支川や水路等の氾濫による浸水被害軽減につながります。」</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
4.2.3 内水対策	6	<p>・内水対策について</p> <p>・どのような内容を関係機関と連携・調整を図るのか記載すべき。</p> <p>・砥川地区は羽佐間水道の水をいかに牛津川に放流するの課題となっている。</p> <p>・ため池の事前放流をしてほしい。</p> <p>・ポンプに頼っている地域はポンプが止まると被害が起きる。新町、江津などは必ず浸かる。堤防を上げると家屋に影響（移転、買収など）がある。遊水地が最も良いと考える。</p> <p>・ポンプ停止をすると内水が上がる。ポンプ停止せずにいかに多くの水を牛津川に排水するかが課題である。</p> <p>・上流にポンプを2箇所作られたら下流のポンプを停止しなければならないのではないか。</p> <p>など</p>	<p>・ご意見を踏まえ、変更原案「4.2.3内水対策」を次のとおりとしました。</p> <p>「河川管理者だけでなく、農林水産部局、下水道部局、都市計画部局や地域住民を含めた関係機関との連携・調整のもと、「六角川水系総合水管理技術検討会」の提言を踏まえ、河川水位を低下させて内水氾濫への被害軽減につなげる取組などの治水対策の推進（河川における対策）と合わせ、支川の氾濫抑制や流出抑制、住まい方の工夫に関する取組など、地域が連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）、減災に向けた更なる取組の推進（まちづくり、ソフト施策）により総合的な内水対策に取り組みます。」</p> <p>・ご意見を踏まえ、変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」「(6)内水対策」を次のとおりとしました。</p> <p>「流域全体として排水機場の整備や耐水化、ため池等の既存施設の有効活用、クレークを活用した雨水貯留容量の確保、雨水貯留施設、透水性舗装の整備、支川・水路における氾濫抑制対策等の取組等、地域が連携した浸水被害軽減対策を推進（流域における対策）します。」</p> <p>・変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」において、「目標を達成するため、堤防や護岸整備、低水路、高水敷掘削等の流下能力向上のための整備、また遊水地などの洪水調節施設の整備等を実施する」旨を記載しています。</p> <p>・ご意見を踏まえ、変更原案「4.2.1洪水対策」を次のとおりとしました。</p> <p>「河川における洪水氾濫への対策を進め、十分な内水排除効果を発揮させることが支川や水路等の氾濫による浸水被害軽減につながります。」</p> <p>・変更原案「5.2.2洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」「(6)洪水時等の危機管理対策」において、「河道の整備水準を上回る出水時に、六角川及び牛津川の越水・破堤等、甚大な被害が予想される場合には、排水ポンプの運転調整を行う」旨を記載しています。</p>
5.河川整備の実施に関する事項	7	<p>・治水事業全般について</p> <p>・人的被害が出ないように遊水地の整備をしてほしい。</p> <p>・遊水地にも雨が流れ込んだりすると思うが、水害対策は遊水地だけでいいのか。</p> <p>・引堤や分水路の計画はどうなっているのか。</p> <p>・蛇行している箇所を真っ直ぐにすればよいのではないか。</p> <p>・牛津川遊水地は上流の多久市にも関係する。多久市にも情報提供してほしい。</p> <p>など</p>	<p>・変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」において、「目標を達成するため、堤防や護岸整備、低水路、高水敷掘削等の流下能力向上のための整備、また遊水地などの洪水調節施設の整備等を実施する」旨を記載しています。</p> <p>・変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」「(1)堤防整備（築堤、引堤、分水路等）」において、「洪水の流れる断面が不足している箇所について、引堤、分水路等により、洪水の流れる断面の拡大を行う」旨を記載しています。</p> <p>・事業実施にあたっては、これまでも関係住民の皆さんに説明会等で意見を頂きながら整備を進めており、今後も同様に取り組んでいきます。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.河川整備の実施に関する事項	8	<p><b>・河道の維持管理に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛津川は維持管理できないから河床が高くなっている、大雨の時に水位が上がるのではない。1回の掘削が終わったら安心できない。</li> <li>・河道内のヨシを下げればもっと水位が下がるのではないか。</li> <li>・六角川の河床が高くなっている気がする。</li> <li>・六角川の河床を下げた方がよい。六角川は有明海と一緒にある。自然の力を使って、浮遊土砂を流すなど、川の特徴を知って管理することが大事である。</li> </ul> <p>・ヨシの文化財施設への有効活用の可能性を記載してほしい。</p> <p>など</p>	<p>・変更原案「5.2.2洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項」「(4)河道の維持管理」において「所要の流下能力を確保するために、ヨシ原の伐採、ガタ土の掘削等、河道の維持管理を行う」旨を記載しています。</p> <p>・ご意見を踏まえ、変更原案「5.2.2洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項」「(4)河道の維持管理」を次のとおりとしました。「ヨシ原については、県内の歴史的な文化財施設の復元材としての利用もされていることから、有効活用できるよう適切に維持管理を行ってまいります。」</p>
	9	<p><b>・堤防等の維持管理に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸は六角橋～東古川、城の井～新渡大橋は舗装されているが、残りは舗装されていない。牛津川は殆ど舗装されていない。舗装する予定があるならばいつからするのか明確な時期を回答してほしい。</li> </ul> <p>・白石町は地盤沈下しており、建造物の沈下を懸念しており、排水機能が低下しているのではないか。</p> <p>・池田川の水位計は7m以上の測定ができない。(池田川排水機場の)内水位計も不具合を起こしている。</p> <p>など</p>	<p>・堤防天端については、河川管理施設等構造令にて、雨水の堤体への浸透抑制や河川準備の効率化、河川利用の促進等の観点から、河川環境上の支障を生じる場合等を除いて、舗装されていることが望ましいとされています。また、堤防天端の保護については、危機管理型ハード対策として、越水した場合に法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより決壊までの時間を少しでも延ばす工夫として整備を進めています。実施時期については、優先度の高い箇所から計画的に実施します。</p> <p>・変更原案「5.2.2洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項」「(5)堤防等の維持管理」において、「河川管理施設については、洪水に対して所要の機能が発揮されるよう、河川巡視や点検時に施設被害、機能不具合等の確認に努め、計画的な補修、施設の更新・改築等を行い各施設の機能を良好な状態に維持する」旨を記載しています。</p>
	10	<p><b>・六角川河口堰の操作管理について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・六角川河口堰を有効利用しないと水は引かないのではない。海に流さないと解決しない。六角川河口堰はきちんと操作ができていないのではないか。</li> </ul> <p>など</p>	<p>・六角川河口堰は高潮防除を目的としており、変更原案「5.2.2洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項」「(6)洪水時等の危機管理対策」「(4)六角川河口堰の操作管理」において、「高潮時において操作が必要な六角川河口堰については、操作規則等に基づき迅速かつ適正な操作を行います。高潮時等に適確な操作が図られるよう、六角川河口堰に関する知識および操作方法習得のため、操作員に対して定期的に操作訓練・説明会等を実施します。」旨を記載しています。</p> <p>・ご意見を踏まえ、変更原案「5.2.2洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項」「(6)洪水時等の危機管理対策」「(4)六角川河口堰の操作管理」を次のとおりとしました。</p> <p>「また、河口堰全閉時における堰上流の河川水位の上昇に備え、河川堤防の適正な管理に努めるとともに、施設の能力を上回る洪水が発生した場合の危機管理について調査・検討を行います。」</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.河川整備の実施に関する事項	11	<p>・人と河川の豊かなふれあいの場の整備について</p> <p>・六角川は自然豊かな川と思います。私は川釣りを趣味としております。そこで、数ヶ所、釣り場、釣り堀等をつくっていただけたらと思います。鯉やうなぎ、ナマズなど釣れるので良い観光資源になると思います。</p> <p>など</p>	<p>・変更原案「5.1.2(4)人と河川の豊かなふれあいの場の整備」において「実現性の高い水辺の整備・利用に係る河川空間とまち空間が誘導した良好な空間形成を目指す取り組みとして「かわまちづくり」を推進する」旨を記載しています。</p>
	12	<p>・ソフト対策について</p> <p>・浸かることを覚悟して住んでいる。防災意識を高めるため、想定される浸水高さを表示するなどしてほしい。</p> <p>・逃げ遅れゼロに対する考えを聞かせてほしい。</p> <p>・災害に備えるための情報を的確に発信してほしい。</p> <p>・災害について子供たちにどう伝えていくべきか、命をどう守るべきかを考え、街全体で被害の軽減することが大事である。</p> <p>・農地転換して宅地造成しているなかで遊水地だけでは追いつかない。(スマートシティ構想など)</p> <p>・河川の人だから河川のことだけを考えるのではなく、縦・横の連携しながら国土形成してほしい</p> <p>・今後進めていく、河川整備の進捗状況、進捗に合わせた災害リスク情報などの情報発信について表現できないか。</p> <p>など</p>	<p>・変更原案「5.2.2洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」「(15)六角川流域全体としての取り組み③減災に向けたさらなる取り組みの推進」において、「住まいかたの工夫や、きめ細やかな情報提供等を各関係機関が連携して実施することにより、「減災」の取り組みを推進する」旨を記載しています。</p> <p>・ご意見を踏まえ、変更原案「5.2.2洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」「(15)六角川流域全体としての取り組み③減災に向けたさらなる取り組みの推進2)災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信の取組」を次のとおりとしました。</p> <p>「堤防等の河川管理施設については、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能、施設能力を上回る外力が発生した際のリスク情報や避難の必要性について、住民の自主的な防災行動や防災意識向上につながる情報発信に努めます。」</p>
その他	13	<p>・関係機関や地域住民とのコミュニケーションについて</p> <p>・地域住民との合意形成に向けた情報共有や意見交換の場づくり、また、関係機関や地域住民とのコミュニケーションについて記載できないか。</p> <p>など</p>	<p>・変更原案「6.3河川情報の発信や共有、環境学習支援等」において、「住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりに取り組むなど、関係機関や地域住民とのコミュニケーションを推進する」旨を記載しています。</p>
	14	<p>・環境学習支援等について</p> <p>・子供たちが自分たちから、川や自然と接する機会が減っているように思います。今後も体験学習など継続を行うようにお願いします。</p> <p>など</p>	<p>・ご意見を踏まえ、変更原案「6.3河川情報の発信や共有、環境学習支援等」を次のとおりとしました。</p> <p>「将来の地域を担う子供達へ水防災や環境についての学習や普及啓発を推進させるため、地域と連携した水防災教育、水生生物調査、イベント環境学習等、水辺での自然体験活動等の機会の提供や指導者育成の支援を行っていきます」</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
その他	15	<p><b>・住民意見の反映について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との交流の場をもってほしい。</li> <li>・住民の意見を聴取して計画に反映するとしているが、反映しないで計画（策定）するというのがあるのか。</li> </ul> <p>・整備計画について、学識経験者の意見をお聞きようですが、はたして、六角川沿川の浸水箇所等をご存知か疑問をもちますので、浸水地区の代表も参加できないかと思う。</p> <p>など</p>	<p>・河川整備の実施にあたっては、これまでも地域の皆さんと意見交換を行いながら整備を進めています。今後も地域と連携を図りながら整備を進めて参ります。</p> <p>・今回の変更にあたっては、河川法に則って、学識経験者、地域住民、市町長とそれぞれから意見を伺うこととしており、その手続きのなかで地域住民の皆様に意見募集を行っています。</p>
	16	<p><b>・災害復旧費用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・418億円で何をするのか。</li> </ul> <p>など</p>	<p>・418億円は河川激甚災害対策特別緊急事業などの国と県合わせた災害復旧費用であり、堤防・河道掘削、遊水地等の整備を行うものです。</p>
	17	<p><b>・その他のご意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ダムの有効活用は雨の時だけではなく、必要な時に使えるようにしてほしい。（果樹用ダムの水を稲作用の水として使えないか。）</li> </ul> <p>など</p>	<p>・水利権をお持ちの方からご相談をいただいた際には、ご意見を伺います。</p>